

2009 年 深谷市サッカー連盟第 1 種登録要領

- 1 活動の拠点が、深谷市内にあること。
- 2 社会人主体のチームであること。

	高校生	大学生	外国籍	専門学校
登 録	制限なし	制限なし	5 名	制限なし
エントリー	2 名	5 名	3 名	制限なし

高校、大学、専門学校の連盟登録者は、1 種登録はできない。

浪人学生は、社会人とみなす。

- 3 登録メンバーは、15 名以上いること。
- 4 二重登録はできない。
- 5 正副 2 着のユニホームを用意すること（GK、FPともシャツ、ショーツ、ストッキングを 2 着づつ）。・・・別紙ユニホームについての見解参照。
- 6 帯同公認審判員が、原則として 3 名以上いること（審判服は、最低 4 着必要）。
- 7 登録後、3 年以内に 3 級審判員を養成すること。
- 8 （1）3 級審判員は、連盟審判委員会の委員として登録すること。
（2）上記（1）のほか、各チーム 1 名を連盟審判委員として選出すること。
- 9 登録費を支払うこと。
 - ・市連盟入会金 10,000 円
 - ・市連盟登録費 20,000 円
 - ・日本サッカー協会登録費等 26,500 円（1 チーム）+ 3,100 円 ×（人数分）
26,500 円には、監督登録費（2,000 円）含む。
免除の場合あり。別紙「2009 年度登録について」参照。
- 10 スポーツ障害保険に加入すること。
- 11 運営委員を選出し、運営に協力する。不祥事があった場合、次年度からの登録について罰則を適用される。体育協会、サッカー協会等の事業に協力する。
- 12 その他

登録費等について（20 人登録する場合）

日本サッカー協会へ登録する場合

$$118,500 \text{ 円} = 10,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円} + 26,500 \text{ 円} + 3,100 \text{ 円} \times 20 \text{ 人}$$

(市連盟入会金) (市連盟登録費) (日本協会登録費等) (日本協会個人登録費×人数)

深谷市サッカー連盟のみ登録する場合

$$30,000 \text{ 円} = 10,000 \text{ 円} + 20,000 \text{ 円}$$

(市連盟入会金) (市連盟登録費)

市連盟入会金 10,000 円は、新規チームのみ